

（１）地域包括ケアシステムについて

1 地域包括ケアシステムの構築

2 構築に向けた取組

(1) 地域ケア会議推進事業

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

(3) 生活支援体制整備事業

(4) 在宅医療・介護連携

(5) 認知症施策の推進

～1 地域包括ケアシステムの構築～

地域包括ケアシステムとは

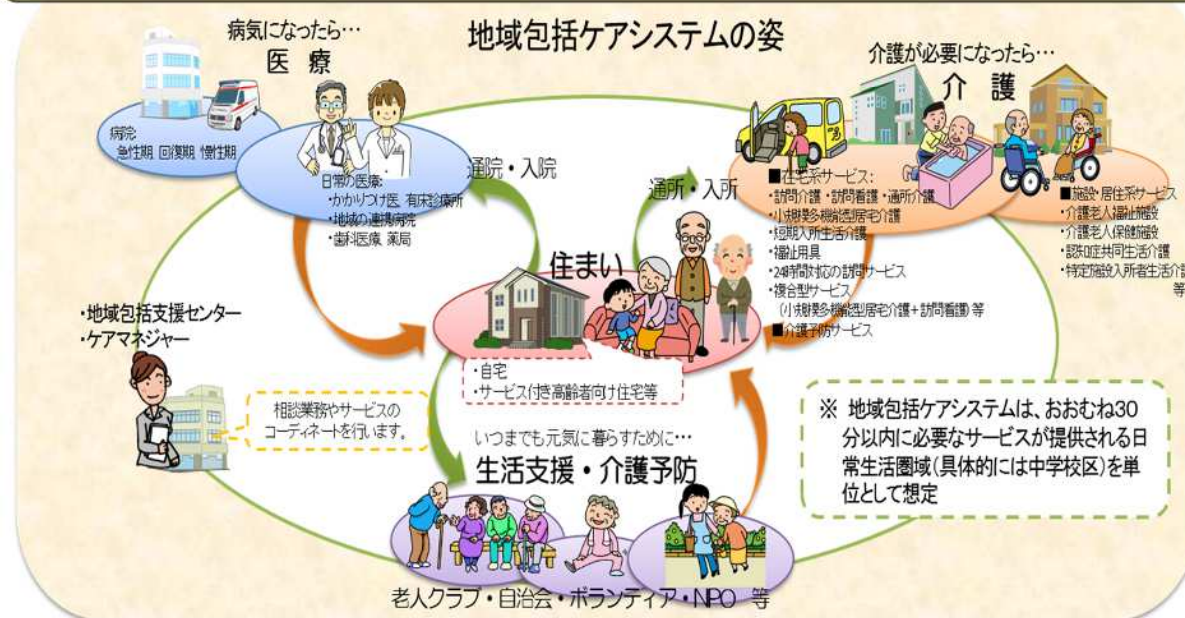
団塊の世代が75歳以上に到達する、2025年以降、医療や介護の需要が増加することが予想されています。

このことから、厚生労働省は、2025年を目途に、地域の包括的な支援・サービス提供体制である、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

この地域包括ケアシステムは、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるシステムであり、各市町村が地域の実情に応じて、推進していくことが重要です。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



～1 地域包括ケアシステムの構築～

本市における地域包括ケアシステム 構築に向けた取組

地域包括ケアシステムの構築に向けては、行政サービスはもとより、専門職によるサービスの充実など、住まい・医療・介護・予防・生活支援に関する幅広いサービスの充実が必要です。

平成27年4月の介護保険法改正により、在宅医療・介護連携などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付が地域支援事業に移行されるなど、新たに5つの事業が位置づけられました。

① 地域ケア会議推進事業

② 介護予防・日常生活支援総合事業

③ 生活支援体制整備事業

④ 在宅医療・介護連携推進事業

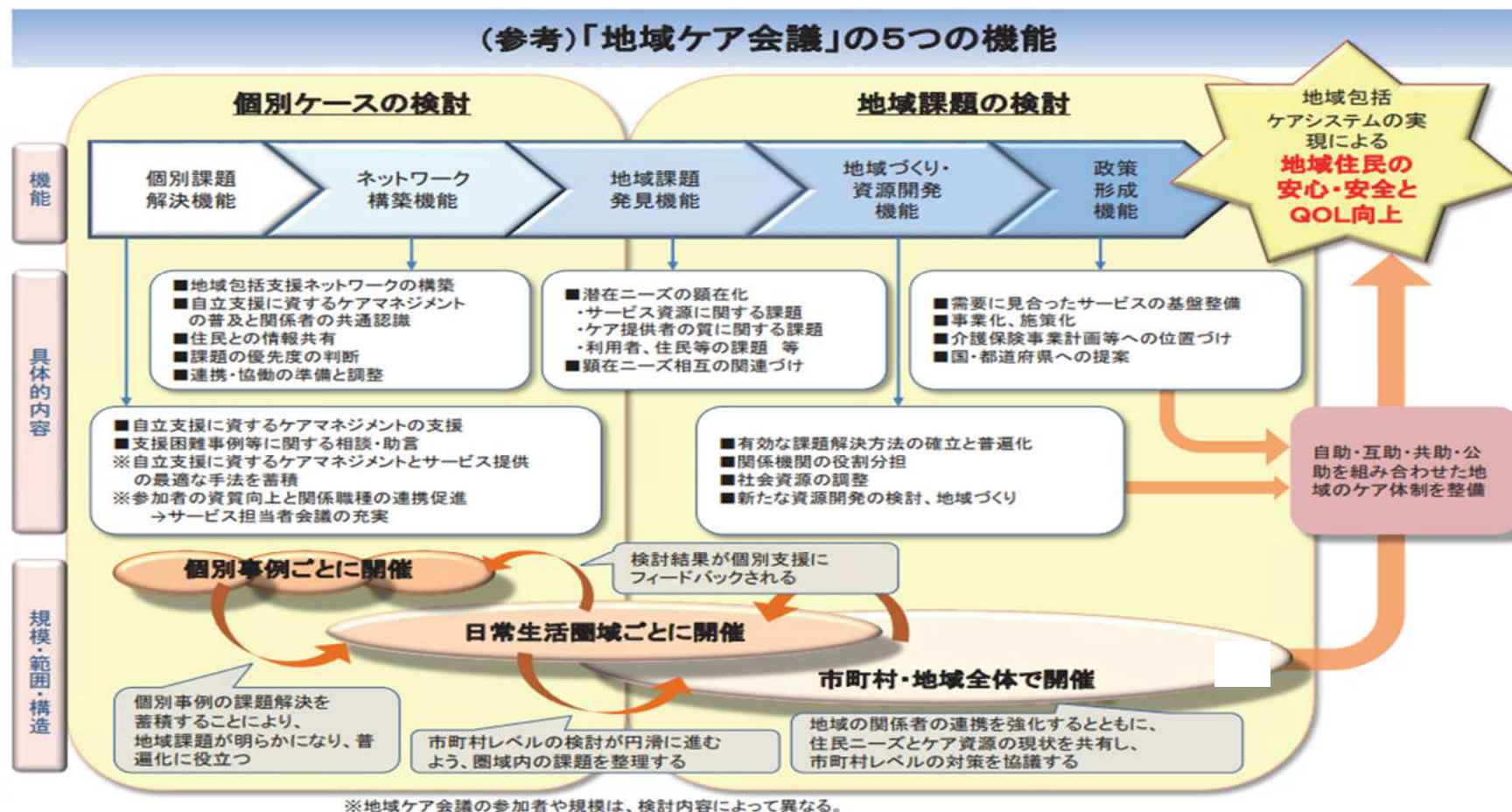
⑤ 認知症総合支援事業

～2 構築に向けた取組 (1)地域ケア会議推進事業～

事業の概要

根拠法:介護保険法第115条の48

地域ケア会議は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、医療・介護・福祉など多職種が連携して、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めることを目的としている。



～2 構築に向けた取組 (1)地域ケア会議推進事業～

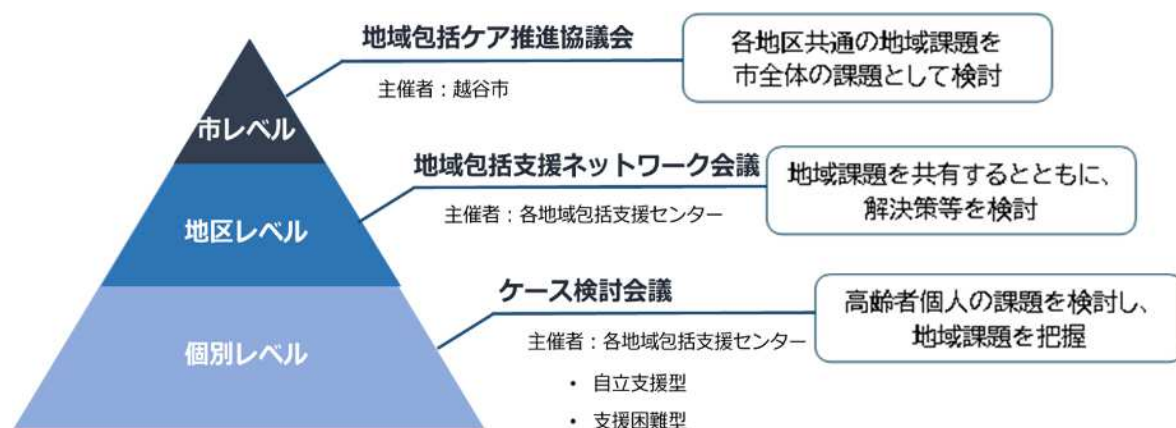
本市の取組

始期:平成27年4月

本市の地域ケア会議は、下記の3つの会議で構成し、各会議の内容を相互に連動させている。

- ・ 地域包括ケア推進協議会（市全体レベルの会議）
- ・ 地域包括支援ネットワーク会議（地区レベルの会議）
- ・ ケース検討会議※（個別レベルの会議）

※ケース検討会議は「支援困難型ケース検討会議」と「自立支援型ケース検討会議」に分かれる。



①支援困難型ケース検討会議(平成27年度～)
支援を必要とする高齢者等の健康状態、経済状況等を踏まえ具体的支援策などを検討する。

②自立支援型ケース検討会議(平成元年度～)
介護認定に結びついている者で比較的軽度な者の状態改善、あるいは重度化を防止するための支援方法を検討する。

～2 構築に向けた取組 (1)地域ケア会議推進事業～

取組の効果

個別レベルの会議である、ケース検討会議は、多職種協働のもと効果的な支援策を検討することで、高齢者等の個人に対する支援の充実を図るとともに、ケアマネジメントの実践力を高めてきた。

地区レベルの会議である、地域包括支援ネットワーク会議は、地区ごとに地域課題の共有や、関係機関・団体間の顔の見える関係づくりを行ってきた。

市全体レベルの会議である、地域包括ケア推進協議会では、個別レベル、地区レベルの会議から上がってきた現状や課題について共有してきた。

令和6年度は、ケース検討会議を25回、地域包括支援ネットワーク会議を25回、それぞれ実施した。ケース検討会議の参加者へ行ったアンケートでは、約9割の参加者が、「検討した事例について改善が見込める意見が出た」、「自身の課題解決能力が向上した」と回答した。

今後の展望

高齢者個人に対する支援の充実を目指すため、より多くの専門職に会議への参加を促すなど、広く地域ケア会議に参画してもらう必要がある。

また、地域ケア会議で得られた結果を分析し、活用していくことが求められる。

ケース検討会議の結果報告や見学の案内などについては、介護保険事業所に引き続き周知するとともに、関係機関・団体と連動し、研修の場などで、地域ケア会議で得た知見を広げる取組を行っていく。

～2 構築に向けた取組 (2)介護予防・日常生活支援総合事業～

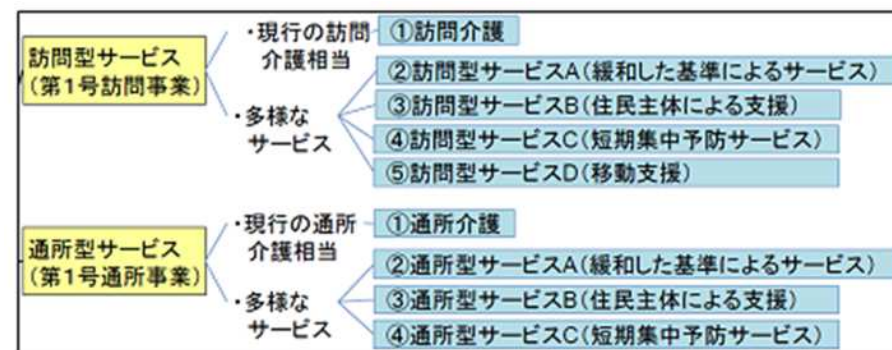
事業の概要

根拠法:介護保険法第115条の45第1項第1号

①介護予防・生活支援サービス事業

平成26年の介護保険法改正前の予防給付のうち、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、全国一律の基準に基づく仕組みから、市町村の実情に応じた取組が可能な地域支援事業に移行された。

これに伴い、各市町村では、既存の訪問介護・通所介護事業所によるサービス提供(現行相当サービス)に加えて、多様な事業を行うことができるようになった。



②一般介護予防事業

リハビリテーション専門職の協力のもと、地域で自立支援に資する取組を推進するとともに、住民主体の「通いの場」を充実させて、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

要介護認定の有無に関わらず、すべての高齢者が対象となる。



～2 構築に向けた取組 (2)介護予防・日常生活支援総合事業～

本市の取組

始期:現行相当サービス 平成28年3月
 サービスA及びB 平成29年10月
 サービスC(通所のみ) 平成30年1月

○本市で実施している介護予防・生活支援サービス事業

	現行相当	サービスA (基準緩和型)	サービスB (住民主体型)	サービスC (短期集中予防)
サービス内容	介護給付と同様のサービス	現行相当と比較して、身体介護等を除いたサービス		旧介護予防事業の二次予防事業に準じたサービス
サービス提供者	指定事業所の従事者(専門職)	主に雇用労働者・ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職
提供主体例	指定事業所	指定事業所 シルバー人材センター	自治会・老人クラブ NPO・ボランティア 団体	市町村 運動系事業者
基準	給付と同様	人員等の基準を緩和したサービス	個人情報の保護等最低限の基準	内容に応じた独自の基準
事業所数等 実施状況	訪問型 67か所	訪問型 3か所	訪問型 5か所	通所型 2か所
	通所型 105か所	通所型 7か所	通所型 14か所	リハビリテーション天草病院、介護老人保健施設 憩いの里の2か所に委託

※令和7年4月1日時点

○本市で実施している一般介護予防事業

事業名	事業概要
1 介護予防リーダー養成講座・ブラッシュアップ講座	地域における介護予防に資する住民主体の通いの場(介護予防リーダー養成講座を受講し、立ち上げた自主グループ、以下、「通いの場」という)等の活動をより効果的・効率的に支援するために、介護予防活動の中心となるリーダー(ボランティア)を養成する。また、リーダーに必要な知識・技術を高めるとともに、リーダーの介護予防活動への意欲を高めることを目的とする。
2 住民主体の介護予防活動(通いの場)評価事業	通いの場の参加者の体力測定、健康状態のチェック等を行い、通いの場に参加する高齢者の状態(IADL等)を把握し、評価することで継続して介護予防に取り組むことを支援する。
3 専門職の介護予防出張講座	地域における住民主体の介護予防の取組を機能強化するために、住民運営の通いの場へ専門職を派遣し、介護予防の知識・技術を提供するために実施する。
4 お口と栄養と運動の元気塾	高齢者に対して運動器の機能向上、口腔機能向上、低栄養改善を目指した総合的な支援を行い、自立した生活の確立と自己実現の支援を行う。
5 認知症予防体験セミナー	地域において、高齢者が積極的に認知症予防に向けて取り組めるように知識の普及、啓発を図ることを目的として実施する。
6 心の健康講座	高齢者やその支援に関わる者を対象に、高齢期のうつについての正しい知識を普及啓発することにより、高齢者が生きがいのある活動的な暮らしをすることや前向きな気持ちで生きていくことを目指し、実施する。
7 介護支援ボランティア制度	高齢者が介護保険施設等において行ったボランティア活動に対してポイントを付与し、本人の申し出により、貯めたポイントを転換交付金として本人へ交付する。高齢者の社会参加を促進するとともに、健康保持や介護予防を推進する。
8 越谷きらきらポイント	スマートフォンの健康アプリ(脳にいいアプリ)を活用し、高齢者の生きがい対策・フレイル予防の推進及びデジタルデバйд解消を目指す。

～2 構築に向けた取組 (2)介護予防・日常生活支援総合事業～

取組の効果

(介護予防・生活支援サービス事業)

従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等、多様なサービスも活用することで、要支援者等の状態に応じたサービス選択ができるようになっている。

(一般介護予防事業)

地域住民が主体的に取り組む介護予防活動を推進するため、理学療法士や作業療法士などのリハビリテーション専門職と連携し、介護予防リーダー養成講座を実施した。この講座を通して、地域住民が中心となって介護予防活動を行う「通いの場」の立ち上げを支援した。

立ち上がった団体に対しては、継続的な支援として、介護予防リーダーブラッシュアップ講座や住民主体の介護予防活動(通いの場)評価事業、専門職による介護予防出張講座を実施した。これらの取り組みの結果、令和6年度末時点で52か所の通いの場が立ち上がった。

今後の展望

(介護予防・生活支援サービス事業)

今後も介護のニーズが高まるとともに、担い手の不足が想定される中、利用者及び実施団体の増加に向けて、多様なサービスの継続的な普及啓発に取り組んでいきたい。

(一般介護予防事業)

介護予防リーダー養成講座の申込団体数が減少傾向にあり、担い手不足が課題として挙げられる。

介護予防リーダー養成講座の参加者を増やすため、市公式ホームページや広報等で講座や通いの場の周知を行う。

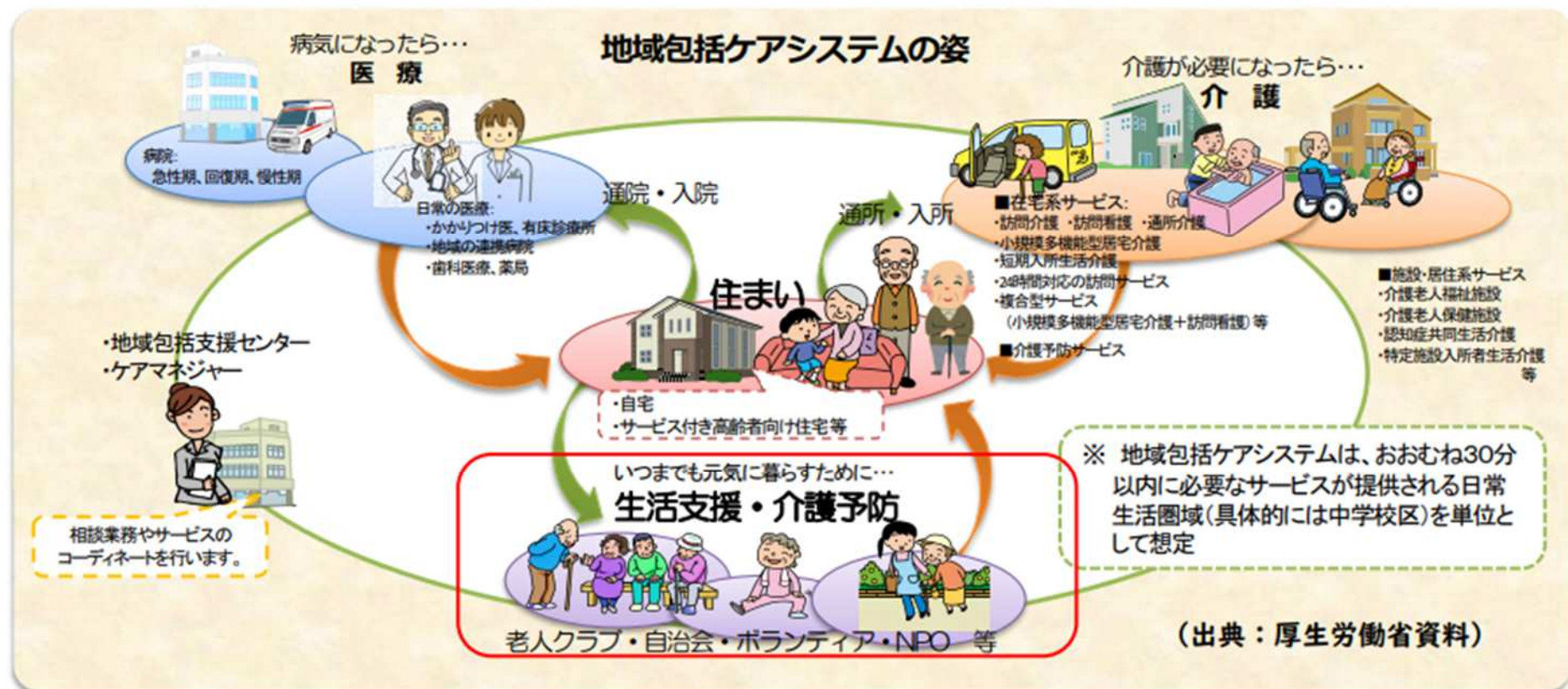
また、当該養成講座の受託者である越谷市リハビリテーション連絡協議会と協議し、講座内容の見直しや開催場所の拡充等を検討することで、通いの場の継続的な普及啓発や、立ち上げ支援、継続支援に取り組んでいきたい。

～2 構築に向けた取組 (3)生活支援体制整備事業～

事業の概要

根拠法:介護保険法第115条の45第2項第5号

少子高齢化に伴う介護の担い手不足等の課題を受け、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、コーディネーターの配置等を通じて地域に不足するサービスの創出などの資源開発や関係者間の情報共有のためのネットワーク構築等を行うことにより、生活支援サービスの充実を図るための体制整備を行う。



～2 構築に向けた取組 (3)生活支援体制整備事業～

本市の取組

始期:平成28年4月

本市では、平成28年度から第1層（市全域レベル）の取り組みを開始し、主に総合事業における多様なサービスの制度設計に係る協議を行った。また平成30年度からは第2層（地区レベル）の取り組みを開始し、住民主体による支えあい活動の充実に向けた協議を行っている。

<地域支え合い会議の流れ>

- ① 参加者が事業の趣旨を理解し、地域の実情を把握
- ② 社協サポートのもと、地域の目標を設定
- ③ 設定した目標に向けて、何が必要かを考える。
- ④ 目標に向けた具体的な準備（施設予約等は社協が担う）
- ⑤ 目標（イベント開催など）達成



○各地区の活動状況



桜井地区
掃除や草取り、買い物代行など、簡単な生活支援サービスを、ボランティアにより実施する仕組みを作る。

荻島地区
交通不便地域への買い物支援に関する取組みについて協議し、民間の移動スーパーが地区の高齢者宅等を訪問し、移動販売を実施するようになる。



H30 2地区で新規立ち上げ（2地区）



R1 3地区で新規立ち上げ（5地区）



R2 3地区で新規立ち上げ（8地区）



R3 3地区で新規立ち上げ（11地区）



R4 2地区で新規立ち上げ（全13地区達成）

～2 構築に向けた取組 (3)生活支援体制整備事業～

取組の効果

市全域レベルである第1層協議体は、サービスの開発や今後の同事業の実施方法の検討など、様々な取組を行ってきた。

地区レベルである第2層協議体設置後は、2層への助言を送る立場となり、1層協議体の会議は、各地区の支え合い推進員の情報交換の場としても活用されている。

地域活動について協議を行う基盤整備を図るため、各地区で第2層の協議体の設置を進め、令和4年度には全13地区で設置が完了した。

令和6年度は第2層の協議体で54回の会議が開催され、移動スーパー誘致やスマホ交流会、通いの場利用促進イベントなど、地域の実情に応じた支援活動が展開されている。

これらの取組を通じて、支え合い推進員をはじめとする担い手の主体的な活動が促進され、地域住民の参加意識や関心の向上が見られている。

今後の展望

支え合いの体制の維持には13地区で設置した協議体の取組の継続が必要となるが、地域支え合い推進員の担い手が限られており、高齢化に伴う、役割交替への対応も課題となっている。

各地区の状況に応じた生活支援体制の整備に向けて引き続きフォローを行うとともに、担い手の確保・育成に向けて、担い手養成研修の受講促進を図る。

また、地域内での新たな住民主体の活動創出にもつなげ、継続可能な支援体制の構築を目指す。

～2 構築に向けた取組 (4)在宅医療・介護連携～

事業の概要

根拠法:介護保険法第115条の45第2項第4号

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的としている。

【市町村が実施する事業】

地域の医療・介護サービス資源の把握
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進
在宅医療・介護連携に関する相談支援
地域住民への普及啓発
医療・介護関係者の情報共有支援
医療・介護関係者の研修

在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関(※)が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要。
(※) 在宅療養を支える関係機関の例
 - ・ 診療所・在宅療養支援診療所・歯科診療所等 (定期的な訪問診療等の実施)
 - ・ 病院・在宅療養支援病院・診療所(有床診療所)等 (急変時の診療・一時的な入院の受入れの実施)
 - ・ 訪問看護事業所、薬局 (医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等)
 - ・ 介護サービス事業所 (入浴、排せつ、食事等の介護の実施)
- このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。



～2 構築に向けた取組 (4)在宅医療・介護連携～

本市の取組

始期:平成27年4月

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

- ・介護保険事業所一覧のHP掲載、窓口配布
- ・「医療と介護の連携窓口」HP開設

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ・地域包括ケア推進協議会を設置
- ・関係団体へのアンケートの実施

(3) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

- ・在宅療養支援ベッドの確保
- ・入退院支援ルール、あんしんセットの作成と検討
- ・利用状況に関するアンケートの実施

(4) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ・「医療と介護の連携窓口」の設置

(5) 地域住民への普及啓発

- ・在宅医療や介護サービスに関する講座、講演会の開催
- ・ACP普及啓発講師人材バンク登録のための人材育成

(6) 医療・介護関係者の情報共有の支援

- ・ICTによる情報共有(MCS)活用
- ・MCS事例検討会及び操作説明会の実施
- ・連携窓口便りの発行

(7) 医療・介護関係者の研修

- ・多職種研修の実施

～2 構築に向けた取組 (4)在宅医療・介護連携～

取組の効果

在宅医療・介護連携推進事業の各市町村が取り組むべき事業を、医療と介護の専門的知識を有する越谷市医師会へ委託させていただき、「越谷市医療と介護の連携窓口」の名称で事業を実施している。

各関係機関からの意見をもとに、入退院支援のための入退院支援ルールの策定や冊子作成、あんしんセットの普及啓発を行った。

在宅医療・介護連携に関する相談業務(令和6年度:297件)、多職種連携のための研修会(令和6年度:9回484名)を実施し、研修会については日々の相談内容や社会情勢等から研修内容を決めて開催しており、在宅医療を支える各関係機関の相互理解が深まっている。

また、地域住民へACP普及啓発のための講座、講演会(令和6年度:13回333名)を行っており、ACPや在宅医療等について理解を深めてもらった。

これらの取り組みを通じて、多職種の相互理解が深まり、関係構築に繋がっている。

今後の展望

医療や介護が必要となる高齢者が増加することが見込まれるため、医療と介護の関係者、関係機関間での情報共有や関係構築等を行うことがますます重要となる。

医療や介護をはじめとした関係機関からの相談支援や情報共有の支援が出来る仕組みを強化するとともに、それぞれの専門職の連携向上のため研修を実施しながら医療と介護の連携を図ることを目指す。

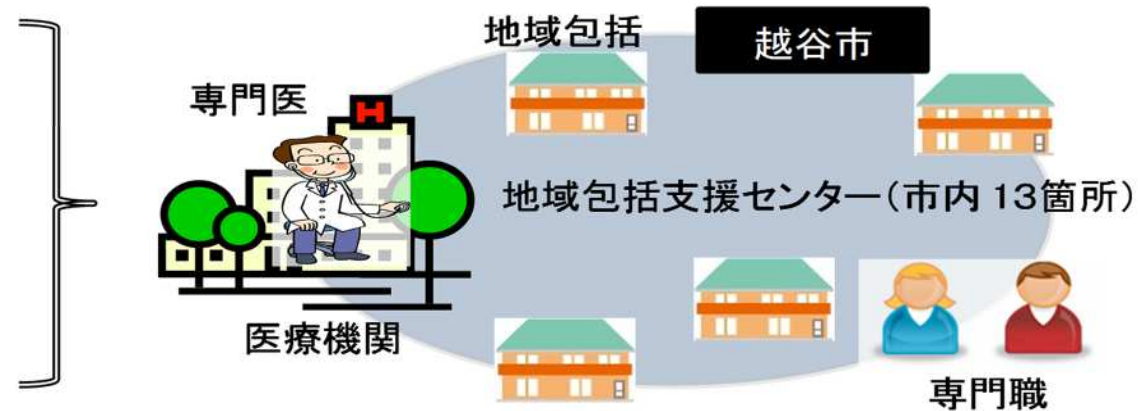
～2 構築に向けた取組 (5)認知症施策の推進～

事業の概要

根拠法:介護保険法第115条の45第2項第6号

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断・早期対応等の支援体制の構築や認知症に関する相談対応や研修等を行うことにより、認知症の方が住み慣れた地域で生活できるよう支援を行う。

- ◆ 対象者の把握
- ◆ 情報収集・アセスメント
- ◆ チームアプローチ
- ◆ チーム員会議
- ◆ 初期集中支援



～2 構築に向けた取組 (5)認知症施策の推進～

本市の取組

始期：平成27年4月

(1) 認知症の人に対する正しい理解の促進

① 市民に分かりやすい情報の発信

i) 越谷市認知症支援ガイドブック

◆相談対応時の情報提供として活用

ii) 認知症スクリーニング事業

◆市HPに「認知症簡易チェックサイト」を掲載

iii) 認知症予防体験セミナー

◆企業との連携によるセミナーの実施

② 認知症サポーター養成の推進

◆認知症サポーター養成講座の実施

認知症サポータースキルアップ講座の実施

(2) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

① オレンジカフェの設置

◆オレンジカフェ開催団体交流会の開催

◆オレンジカフェ実施団体に対する補助金の交付

《オレンジカフェの様子》



② 認知症サポーター活動（チームオレンジ）の促進

i) オレンジカフェとも

ii) ふらっとおおぶくろ

iii) ふらっとがもう

～2 構築に向けた取組 (5)認知症施策の推進～

本市の取組

(3) 認知症の人の意思を尊重した社会参加支援

① 若年性認知症の人の支援

- ◆若年性認知症の本人や家族を対象としたオレンジカフェとして「がーやカフェ」を開催
※埼玉県オレンジ大使（埼玉県版認知症希望大使（認知症の本人））にピアサポーターとして、カフェの運営に協力を依頼

② 本人ミーティング

- ◆認知症の本人が希望する生活、生き方や求める支援などの声を、互いに共有し交流

(4) 認知症の早期診断と早期対応の促進

① 認知症に対する支援体制の推進

i) 認知症初期集中支援推進事業

- ◆専門医を含めたチームによる検討
- ◆支援方針に基づいた集中的な支援の実施
- ◆本人・家族へのアプローチ
- ◆地域包括支援センターやケアマネジャーによる継続した支援

② 認知症地域支援推進員

i) 認知症ケアに携わる多職種協働研修

- ◆医療・介護関係者への研修会の実施

～2 構築に向けた取組 (5)認知症施策の推進～

取組の効果

本市ではこれまで、第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に、主要施策6「認知症と共に生きる施策の推進」を掲げ、「(1)認知症の人に対する正しい理解の促進」、「(2)認知症の人にやさしい地域づくりの推進」、「(3)認知症の人の意思を尊重した社会参加支援」、「(4)認知症の早期診断の早期対応の促進」に取り組んできた。

(1) 認知症の人に対する正しい理解の促進

- ・市民一人ひとりに認知症の理解を促すため、認知症支援ガイドブックや認知症簡易チェックサイトについて、市広報紙や市HPなどを通じて周知を図った。また、市民をはじめ、市内小中学校や大学、民間企業等を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターは累計で55,882人となった。実施後のアンケートでは、多くの受講者から認知症について理解が得られたとの回答を得ており、幅広い方を対象として認知症に関する正しい理解の促進を図ることができた。

(2) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

- ・令和6年度末で市内15か所のオレンジカフェが運営されている。また、市内3か所のチームオレンジが設置されている。認知症の人やその家族が住み慣れた地域で生きがいや希望をもって暮らしていけるよう、本人の意思や望みを表明できる場や機会を確保することができた。

(3) 認知症の人の意思を尊重した社会参加支援

- ・認知症になっても自分ができることをやこれまでの経験を活かし、希望ある暮らしを実現するために、若年性認知症カフェ「がーやカフェ」や本人ミーティングを開催した。認知症の人がこれからどう暮らしていきたいかといった希望を気軽に話せる機会を確保することができた。

(4) 認知症の早期診断と早期対応

- ・認知症初期集中支援チームの活動により、認知症の人や認知症が疑われる人が、早期に適切な医療につながり、介護保険サービス等を受けることで安心して生活できるよう支援することができた。

今後の展望

高齢化が進むなか、認知症は多くの人にとって身近なものになっています。認知症を我が事として捉え、認知症があってもなくても、希望を持ってともに生きていくことができる社会の実現が求められています。

今後も認知症施策の強化と充実を図り、認知症の人にとってやさしい地域を目指していきます。

また、本市の認知症施策推進計画については、「新しい認知症観」のもと、「本人参画」の視点を踏まえながら、第10期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に内包する形で策定してまいります。